

# 平成30年第4回豊頃町議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月12日（水曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	請 願 第 1 号	日米物品貿易協定交渉に関する請願書（請願審査報告）
日程第 3	陳 情 第 1 0 号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める陳情（陳情審査報告）
日程第 4		一般質問
日程第 5	意 見 書 案 第 8 号	日米物品貿易協定交渉に関する意見書
日程第 6	意 見 書 案 第 9 号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第 7		委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出（議会運営委員会）
日程第 8		会期中の閉会

## ◎出席議員（8名）

1 番 中 村 純 也 君	2 番 小 笠 原 茂 人 君
3 番 坂 口 尚 示 君	4 番 相 澤 昌 幸 君
5 番 岩 井 明 君	6 番 欠 員
7 番 大 崎 英 樹 君	8 番 大 谷 友 則 君
9 番 藤 田 博 規 君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	山 本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君

総務課長	富田秀樹君
企画課長	下重博光君
住民課長	佐藤則仁君
福祉課長	山田良則君
子育て支援所長	廣澤行位君
産業課長	神義宏君
商工観光課長	岩城光洋君
施設課長	越谷光裕君
会計管理者	熊谷雅美君
農業委員会事務局長	渡辺良英君
教育委員会教育課長	二村比呂志君
消防署長	波多野明君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川直幸君
庶務係長	沢崎真司君

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番岩井明議員及び7番大崎英樹議員を指名します。

◎ 請願第1号

- 藤田議長 日程第2 請願第1号日米物品貿易協定交渉に関する請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。  
相澤産業厚生常任委員長。

- 相澤産業厚生常任委員長 請願審査報告書。  
本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

- 1、請願受理番号。請願第1号。
- 2、付託年月日。平成30年12月5日。
- 3、件名。日米物品貿易協定交渉に関する請願書。
- 4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。米国政府が検討していた輸入自動車25パーセントの追加関税を見送る代償として、新たに二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、我が国農畜産物の市場開放へつながるおそれが増大し、北海道農業に多大な影響を及ぼすことから、日本政府に対し、米国政府の強硬な姿勢に毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議を行わないことを求めることは、農業を基幹とする本町の地域経済を維持するうえからも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

### ◎ 陳情第10号

●藤田議長 日程第3 陳情第10号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める陳情の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

中村総務文教常任委員長。

●中村総務文教常任委員長 陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。

記。

1、陳情受理番号。陳情第10号。

2、付託年月日。平成30年12月5日。

3、件名。道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める陳情。

4、審査の結果。採択すべきものと決定。

5、委員会の意見。本年3月に公表された「これからの高校づくりに関する指針」の下で策定された公立高等学校配置計画では、再編・統合、学校数、学級数の削減は更に進み、地域の過疎化、経済や産業・文化などに多大な影響を及ぼし、遠距離通学や下宿生活等により子どもたちの精神的、身体的負担や保護者の経済的負担が増大し、「地方の切り捨て」による地域間格差が広がり、北海道地域全体の衰退につながりかねない。このため、広大な北海道の実情に沿った公立高校の配置を進め、子どもの学習権を保障することは重要であることから願意妥当としたものである。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

#### ◎ 一般質問

●藤田議長 日程第4 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、5番岩井明議員。

●5番岩井議員 私は、国の水産改革に対する対応等についてお伺いをいたします。

衆議院農林水産委員会では11月28日、漁業法改革案が可決され、12月8日未明に参議院でも採決が強行されております。

主な骨太方針としては、次の3点となります。

現行の漁業法は、漁業協同組合、これに漁業権を一括して与えていますけれども、改革では知事の裁量で企業に直接免許できると、このように言われているところです。

漁業権には、一定の水面での定置網などの漁具を設置して、漁業を営む定置漁業権、また、一定の水面を多数の漁業者が共同で利用する共同漁業権、一定の区域で養殖を営む区画漁業権の3種類があると認識しております。

戦後の漁業制度は、これらの漁業権を地元に住居し、みずから海で働く沿岸漁業者に優先的に与えてきました。地元漁民が参加する漁協に漁業権をめぐる合意形成も委ねてきております。

このようなルールは、戦前の制度が都会の資産家などが優良な漁場を抑え、地元の漁業者が沿岸の漁場を利用できず、浜の秩序が漁民の総意に基づかなかったことへの

反省から生まれたものだというふうに認識しております。

養殖漁業のための区画漁業権は、現行は漁業権が都道府県から漁協へ一括して与えられ、漁業者はその組合員として漁場を利用してきているのが今までの現状だと思います。企業が参入するには漁協の組合員になる必要があり、実際にもこの方式で企業養殖は広がってまいりました。それを漁協を通さず、知事が企業に直接免許を付与する方式に変えると、このように言われております。

また、二つ目の問題といたしましては、同法の目的を想定している第1条から、漁業の民主化を図る、この文言を削除し、漁場や漁業権について審議する海区漁業調整委員会の公選制を撤廃する方向で検討しているというふうに伺っております。

漁場や漁業権について審議する海の議会、このように言われる海区漁業調整委員会の公選制を廃止し、知事による任命制に変えて漁業者の声を封じるような方向性も大きな問題があると私は認識しております。

我が国の漁業は、魚種が多く多様な漁業が営まれておりまして、水面を総合的に利用するには調整が必要となります。その役割を担っているのが海区漁業調整委員会というふうに認識するものです。任命制では、漁業調整委員会が企業優先の行政の下請けになりかねないという懸念も持たれるところです。

三つ目の改革といたしましては、さらに漁船の大きさを制限するトン数制限の撤廃などが盛り込まれております。

沖合漁業や遠洋漁業は企業による漁船漁業が中心ですけれども、乱獲などを防ぐためにとられてきた漁船のトン数制限を漁業の競争力を高めるため撤廃すると言われております。これでは、過剰投資やとり過ぎによる資源悪化が懸念されます。

水産庁は、個々の漁船に漁獲の割当量を配分し守らせるから資源悪化は生じないと説明しております。しかし、沖合や遠洋漁業の大型漁船を誰が監視できるでしょうか。漁獲量の配分による資源管理を導入するとも言います。それ自体は必要だと考えますけれども、ことし導入されたクロマグロへの漁業規制は情報公開も不十分なまま沿岸漁業者の意見も聞かず、強行されております。まさに、水産改革の先取りで、企業に有益な法改正と懸念されるところです。これらの漁業法改革は大企業参入を拡大するとの懸念もあり、本町の漁業従事者にも少なからず影響があると思われれます。

そのことから、以下の点についてお伺いいたします。

初めに、本町において漁業法改革をどのように認識しているのかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

今回の漁業に係る法律の改正につきましては、御承知のとおり非常に日本の漁

業は北から南までそれぞれ千差万別のごとく変わっておりますので、本町にかかわる分について、私、答弁させていただきます。

今回の漁業法の改正につきましては、その内容を見ますと資源管理システムの構築、漁業権の許可制度、さらには海面利用制度などの見直しが柱となっております。

また、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立するため、漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直すものであり、この改正は昭和24年に制定されてから現行法まで約70年ぶりに改正されたものであります。この改正によって、漁業分野への企業参入は、参入といいますか、企業が積極的に入り込む可能性もあると伺っておりますけれども、これにはやはり後継者、労働力不足の解消を図ることも目的としておりますし、また、高品質製品の海外輸出などの積極的な取り組みを促すともされております。一方、新たな企業参入を促す規制緩和につながるものではないかというふうに懸念もしているところでございます。

これまで、都道府県は、水産資源に対する漁獲規制を行う権限はありましたが、これに資源保全に対する責務が加えられ、持続的な水産業を目指す姿が盛り込まれていると考えているところでございます。

先ほど個々にも質問ございましたけれども、本町の漁業に与える影響につきましては、本町はサケ定置網漁業が中心でありまして、直ちに大きな影響を与えることは今現在では考えにくいと思っております。本町を含め、沿岸漁業における水産資源が不安定な今日、まず、何と言っても資源の安定的な確保を目指すべきと考えており、持続可能な漁業生産を進めるとともに、今回の改正に伴う動向を十分注視しながら関係機関とも協議を図っていきたいというふうに思っております。

また、国や道に対する本町の対応でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、本町の関係部分、特に大津漁業協同組合、豊頃町、浦幌町でございますけれども、これらの漁業につきましては、今現在大変不振の続くサケの資源でございますが、この資源の回復、さらには安定的な漁獲が継続的に漁業の皆さんが生活できるように努力していきたいというふうに考えております。今後もこれらの法律に基づいてどのような形で浜で働く方々に影響を及ぼすか、まだこの場において即答は避けませんが、私はやはり大津漁業協同組合と、また、隣の浦幌町と十分協議をしながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 この改革では、各漁業の組合に提案されて会議しているのは、全国的に私は955の漁業協同組合があると認識しております。その中の77組合、1割にも満たない組合での討議の中でこの改革の説明をされていると、そういうに認識し

ているところですが、そういう中でごり押しされたと、この問題、豊頃町だけの漁業の問題ではないと。全国的な形で取り組んでいかなければならないというふうに考えるところですが、町長の見解ではこの改革に賛成なのか反対なのか、その辺を答弁伺いたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私はあくまでも豊頃の町長でありますので、やはり豊頃に関する漁業、先ほども申し上げましたとおり、大津漁業協同組合の取り扱っている魚種等々につきましては、今現在の中では大きな厳しい環境に陥るということは考えておりませんし、クジラ等の問題につきましては、そこまで一自治体の首長が反対することについては避けたいというふうに今考えております。

また、先ほどちょっと答弁を避けましたけれども、海区の問題につきましても、農業でいきますと農業委員会が改正されたと同じく、やはり地域で選挙ではなくて選ばれた方々が推薦された形で行うのが私は今の段階では好ましいというふうに考えております。あくまでも今現在私どもの取り扱っている大津漁協の関係では、秋サケ、カニ、シシャモ、ツブ等々でございますが、これらにつきましても知事の許可、権限で組合が許可され、それぞれの了解のもとでお互いに漁業を行っておりますので、その問題については今の法律改正に基づいて将来はどのような形で影響を及ぼすかわかりませんが、現段階では、やはりその法律を十分熟知しながら今後検討していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今回の問題の大きな点は、国の関係の法律の形で改革されているということですが、実際の責務といたしましては、こういう国の悪政というか、改革から地元で働く業者、漁業関係を守るというのが自治体の役目だというふうに認識しているところですが。

そういう観点から、やはり町といたしましても自分のところも確かに大切ですが、この自治体を守るためのその方策、そして国に対する要望等はどのように考えているのかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 原則的に今回の漁業関係の法律改正について、先ほども申し上げましたとおり、あくまでも私は今の漁業関係につきましては、本町につきましては、御承知のとおり去年、ことしと非常に秋サケの量が少ない、死活問題になっております。これらの原因を究明すべき努力をしていかなければ、まず、浜を守ることはできないのではないかとこのように思っております。

また、今回の改正案については、それぞれ北は北海道、南は沖縄までの漁業関係で



すので、これらの問題について総合的に私から申し上げることは避けたいと思いますし、今回の漁業の法律改正によって将来どのような影響になってくるかは、今の段階ではまだ見えない状況かと思えます。今後、またそれぞれの専門分野である漁業協同組合の方々と十分協議しながら、取り進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 終わります。

●藤田議長 引き続き、一般質問を行います。

通告順番2、3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 私は、農業振興のため、外国人労働者雇用を拡充することについて伺いたいします。

国は入管難民法を改正し、来年4月から外国人労働者を受け入れ拡大することとして国会に提案し、審議中でありましたが12月8日に可決成立いたしました。

改正案では、専門職と技能実習生に限定していた在留資格を単純労働まで広げることが大きな柱で、特定技能1号と2号の区分けを設け、永住に道が開けるようになると思えますが、何より我々農業者にとって深刻な人手不足解消の決め手となるものであると期待されます。

そこで、このことに関し、現時点での町長のお考えを2点お尋ねいたします。

初めに、政府は外国人労働者の入国及び就業職種基準などを大幅に改正し、労働力不足の緩和と少子高齢化対策としていくことで、建設、介護、農業、漁業など14の業種で来年度4万人前後、今後5年間で34万人程度の受け入れを見込んでいるようであるが、この方向性について町長の見解を伺いたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁申し上げます。

今の農業関係の労働力の問題ですけれども、現在、日本における国外労働者の件につきましては、来年の4月から本格的に制度が始まり実施されるわけであります。この法案につきましては、私はやはり今申し上げられているとおり、介護、建設、農業など多種にわたり労働不足であるのが現状でございます。これらの解消については、少しでもそういった制度を利用して就業者を雇うことは適切というふうに考えております。特に、本町におきましては、農業でも畑作農業について非常に労働力不足、また、一方、酪農家についてはそれぞれのグループで労働力を確保しておりますけれども、これから介護、建設業にも大きくそういった方が採用されるのではないかというふうに思っております。

今後、外国人がそういった形で本町にも時期をみて当然入ってくると思えます。そ

れには、町としてもできるだけ入りやすいような条件対応を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 それでは、次に、北海道農業は畑作、酪農とともに国の先進的取り組みと助成制度により大きく発展し、いまや北海道は特に十勝農業生産なくして日本の食は成り立たないとも言えるほど成長しております。しかし、近年労働力不足が顕著な問題で、外国人の労働力を確保し、補うことが増加していることは御承知のとおりと思います。

北海道の外国人労働者数は2017年度で1万8,000人弱、うち技能実習生は資格外活動を含め8,500人余りで、農業や製造業で道内産業を支えている実態があると報道されております。

豊頃には、現在、外国人が30名ほど居住されているようですが、農業関係者はどの程度の人数なのか可能な範囲で示していただきたいと思います。

また、その大半が酪農関係と思われませんが、労働力不足は畑作においても深刻で、畑作の場合、外国人労働者が働ける期間が限られて通年雇用が極めて厳しい現実から、各農家は今も春はまきつけ、夏は草取り、秋は収穫と人手集めがままならず、将来の経営が危ぶまれる現実であります。

そこで、農業者が尽力することは当然だと思いますが、本町においても農業、特に畑作に従事する外国人労働者が通年で豊頃に居住できるよう方策を検討する必要があると考えますが、町長の考えを伺いたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今の御質問、私もそのとおりだというふうに考えております。

特に厚生労働省などの推計によりますと、平成、来年はどういう名前になるかわかりませんが、2040年には今より約1,000万人ぐらい減少するというふうに言われておりますし、特に労働条件が大変制限されて現在きております。医者、それから特別な技術者などは高度な技術を持っておりますから、受け入れ体制についてもそれなりに対応しております。ただ、農業を初めサービス業につきましても、原則的には労働者という名前で入国されることができないわけでありまして、あくまでも研修生、留学生という立場で日本では入国して、労働者として使っているのが実態であります。

今後、本町においても、酪農家のほうでは先ほど申し上げましたとおり、20名前後くらいの方が独自で現地へ行って面接をして、そして自分のところで就業させている。中には、それぞれ施設、建物も用意しているような形になって非常に行政のかか

わり等は特になく、責任を持って自分たちでやっているのが現状かなというふうに思っております。

ただ、御指摘のとおり、畑作の場合については1年間雇用するということは大変厳しい状況でありますので、そういった状況の中では労働者を雇用することは非常に今の法律的には厳しいし、できないような状況になっております。ただ、これからどういう形になるかわかりませんが、やはり忙しい時期には労働力が必要でありますので、年間通してどのような形で入国された方々に研修をしながら労働力を高めることをしているか、それは、やはり農業協同組合の御意見を聞きながら、また、そういった労働力の不足される農家の方々に実態を聞きながら、どういう形で1年雇用できるのか、また、あいている期間はどのような形で研修をすればいいか、十分検討しながらできるだけ前向きに支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 今後、豊頃におきましても、農業のみならず福祉分野、多くの分野で外国人労働者を雇用し、産業の維持発展を図っていかなければならないが、まずは本当に町長が先ほど言いましたように、通年雇用が確保できなければ人材確保もままならないのが現状であり、個人の努力で解決できない問題であることから、ぜひとも町としては外国人労働者の通年雇用を実現する場を設け、協議を進めていただけるよう重ねてお願いいたします。

次に、鹿による農業被害対策として、電気牧柵の助成についてお伺いしたいと思っております。

鹿問題では、たびたび私も質問させていただいているところでありますが、先日の新聞、テレビなどの報道では、5年ぶりに被害がふえているということでもあります。本町も被害額が2016年度より2017年度は400万円アップの1,600万円ということではありますが、この原因については台風で山が荒れ、生息場所が変わった等の指摘もありますが、本町でも十勝川の河畔林の抜根等で鹿の移動もあり、まだ抜根していない十勝川付近で特に多く見受けられるようになりました。

そこで、鹿による農業被害対策の一つに電気牧柵の設置がありますが、現在設置しているものは7年ほど前に国などからの助成により設置したものですが、ポールの老朽化、機械類の故障などから更新に当たり、農家負担もふえている状況にあります。

鹿による農業被害対策として、これら電気牧柵の更新に対する農家への助成についてのお考えを伺いたいと思っております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 鹿の問題については、これは非常に全道的にも私どもも会議では問題に

なっております、特に北海道のほうでも鹿が何十万頭いるか、なかなか正確な数字が読めないとかとれないような状況で、時には42万頭、さらには50何万頭というような形の数字が出てきております、本町としても猟友会の皆さんに大変苦勞をかけて鹿を駆除しております。特に十勝川の河川を整理すると、当然鹿は逃げ場所がないのでまた山へ戻ってきたり、畑に入ったりすることが出てこようかと思っております。北海道は北海道の条例に基づいて、それぞれ各町村に協力体制をお願いされているようです。

私の町も平成25年に豊頃町鳥獣被害対策緊急支援事業ということで、23年、24年、25年まで3年間にわたって町、農協、さらには受益者でそれぞれ電牧をつくりました。これも国の補助が入っている関係上、会計検査の対象にもなりますし、まだちょうど7年目ぐらいを迎えております、相当資材も古くなったり壊れていると思っておりますが、ただ、同じ場所に同じ補助金が入らないものですから、どうしても同じところを直すといったら修繕費、もしくは単独でやる以外には今のところはないわけです。当然今の箇所が傷んでおりますので、農業協同組合と町とそれから受益者と十分協議しながら、どれだけ財政的負担があるかを調査をすべきというふうに考えております。

前回の補助事業等々でも、約270キロくらいの距離数になりますし、資金面においても六、七千万円くらい大体かかっているかなというふうに思っております。

今後はどれだけ傷んで使うことができなくなったかは十分調査しながら、どのぐらい今、町として経済的負担をしてあげられるか十分検討しながら、早急に取り組んでいきたいというふうに考えております。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 私が農協で聞いた限りでは、一区画、5町画を囲うということは大体二十六、七万円くらいかかりますということで、それで1カ所で済めば大した金額ではないのですけれども、10カ所くらい持っている人がかなりいるということで、10カ所といったら二百七、八十万円かかります。それも電牧の線もやっぱり4年以上過ぎてくると電気の流れが悪いということで、鹿が出入りすることが多くなるわけなのです。それに、電牧の機械も故障起きて動かなくなると、そういう状況なので、なかなか個人でそういうものを全部するといったら大変で、鹿を一生懸命とってもらわないと本当に農家は大変なときにきているのではないかなと思っております。何とかそういうふうな前向きな方向でよろしくお願いしたいなと思っております。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 先ほども申し上げましたとおり、鹿はやっぱり畑に入らないような形になれば必ず移動して、非常に今の鹿の学習能力は高いというふうに聞いておりまし

て、やはり何と言っても猟友会に頼んでそれなりの鹿を処分しなければ、その地域だけ守っても鹿というのは必ず隣の地域に行きますので、できるだけそういった電牧の補助は補助として、そのほかに猟友会と協議しながら、猟友会も非常に高齢化しておりますし、事故が起きたらということも十分考えていかなければならないというふうに思っております。

今後はその部分と切り離して、猟友会の育成にも努めていかなければならないかなというふうに思っております。いずれにいたしましても、やはり農業協同組合と十分協議しながら、できるだけお互いに財政を支援しながら、坂口議員が申し上げるとおり十分にはできませんけれども、できるだけ前向きに検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

- 藤田議長 坂口議員。
- 3番坂口議員 以上で、質問を終わります。
- 藤田議長 これで、一般質問を終わります。

#### ◎ 意見書案第8号

●藤田議長 日程第5 意見書案第8号日米物品貿易協定交渉に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4番相澤昌幸議員。

●4番相澤議員 意見書案第8号。提出者、豊頃町議会議員相澤昌幸。賛成者、豊頃町議会議員坂口尚示、同上岩井明、同上小笠原茂人。

日米物品貿易協定交渉に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

日米物品貿易協定交渉に関する意見書。

北海道農業は、専門的な農家などが主体となり、重要品目である米・麦、大豆、甜菜、馬鈴薯、牛肉・豚肉、乳製品などを中心として、安全で安心な農畜産物の安定供給を図っている。加えて、地域の製粉工場、製糖工場やでん粉工場、乳製品工場などと密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

しかし、農産物輸出大国との経済連携交渉が北海道農業に大きな影響を及ぼしており、日豪EPAを上回るTPP11、それを超える日EU・EPAへと、自由化ドミノのように農畜産物の市場開放が次々に進められている。多くの国民や農業者の懸念事項が払拭されないまま、TPP11協定は本年12月30日に発効し、日EU・E

PA協定も来年2月に発効される見通しとなっている。

こうした中、米国政府が検討していた輸入自動車25パーセントの追加関税を見送る代償として、新たに二国間による物品貿易協定交渉の開始に合意したことは、一層の農畜産物の市場開放へとつながるおそれがある。重要農畜産物の多くを抱える北海道は農業への甚大な影響に加え、取り巻く地域経済にも多大な影響が危惧されるため、地域住民や農業関係者などからは強い懸念の声が上がっている。

よって、国は米国との物品貿易協定交渉に当たっては、次の事項について十分配慮するよう強く要望する。

記。

1、日米物品貿易協定交渉は、TPP水準を交渉のベースとしているが、米国政府の強硬姿勢によって、更なる高い水準での農畜産物関税の削減・撤廃等を求められるおそれがあることから、毅然とした姿勢を貫き、安易な農畜産物関税協議は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣、農林水産大臣、経済再生担当大臣。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第9号

●藤田議長 日程第6 意見書案第9号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

1 番中村純也議員。

● 1 番中村議員 意見書案第 9 号。提出者、豊頃町議会議員中村純也。賛成者、豊頃町議会議員小笠原茂人、同上大崎英樹、同上岩井明。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

道教委は、2006 年に策定した「新たな高校教育に関する指針」（以下、「旧指針」）に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、「望ましい学校規模」を「40 人学級で 4 学級から 8 学級」として、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきた。これによって、2007 年から道内の公立高校は統廃合により 46 校が閉校となり、公立高校のない市町村は 50 へと増加した。2019 年度から 2021 年度の「公立高等学校配置計画」においても、再編・統合によって 1 校の募集停止をはじめ 56 校において 57 学級と大規模な削減となっている。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大するとともに、保護者の経済的負担も増大している。また、子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化が進み、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっている。

道教委は本年 3 月、「これからの高校づくりに関する指針」（以下、「新指針」）を公表したが、依然として「望ましい学級規模を 4 学級から 8 学級とし再編整備を進める」ことを基本としており、地域の要望や実態を全く踏まえたものとなっていない。「旧指針」の問題点を一切改めない「新指針」によって、今後も統廃合が進むことは明らかである。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきである。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要である。

以上の趣旨に基づき、次の事項について要望する。

記。

1、道教委が本年 3 月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」は、地域

の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、撤回すること。もしくは、これまでの「指針」による「序列化」「高校間格差」「地域間格差」などの問題点を改善させる事項を盛り込むなど、抜本的に見直すこと。

2、すべての道内公立高校の学級定員を30人以下学級に引き下げること。

3、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、以前より高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。

4、地域連携特例校および農業、水産、看護または福祉に関する学科を置く高校については、所在市町村をはじめとした地域における具体的取組とその効果を勘案して「5月1日現在の第1学年の在籍者が2年連続して10人未満となった場合」も再編整備を行わないこと。

5、障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高校教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、北海道知事、北海道議会議長、北海道教育委員会教育長。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出

●藤田議長 日程第7 委員会の閉会中の所掌事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申



出書のとおり、閉会中の所掌事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。

### ◎ 会期中の閉会

●藤田議長 日程第8 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

### ◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

### ◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、平成30年第4回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員